

温泉施設等 個別施設計画

令和3年3月策定

令和8年3月改定

下諏訪町

目 次

1	背景と目的	
(1)	背景	1
(2)	目的	1
(3)	計画の位置づけ	1
(4)	計画期間	2
(5)	対象施設	3
2	施設の実態	
(1)	施設の設置状況（根拠、設備等）	4
(2)	施設の利用状況	5
(3)	施設の収支状況	5
(4)	施設の建物状況	6
3	施設管理・整備に関する基本的な方針	
(1)	施設の保有量・配置計画等の方針	7
(2)	長寿命化等の基本的な方針	7
(3)	維持管理等の基本的な方針	7
4	施設評価の実施	
(1)	施設評価の方法	8
(2)	施設評価の結果	10
5	長寿命化等の実施計画	
(1)	劣化状況調査の実施	12
(2)	施設の今後の方向性（優先順位）	15
(3)	実施計画におけるコストの見通し	16
(4)	フォローアップ	17

1 背景と目的

(1) 背景

全国の地方公共団体では、拡大する行政需要や住民ニーズの高まりにより、昭和40年代から多くの公共施設を建設・整備してきましたが、その集中整備された公共施設が近年、大規模改修や建替えの時期を迎え、老朽化対策等に多額の費用が必要になると考えられており、下諏訪町においても他自治体と同様に課題となっています。

下諏訪町では、このような課題に対応するため、「第6次下諏訪町総合計画」及びこれを行財政的視点から補完する「下諏訪町行財政経営プラン」（ともに平成18年度～平成27年度）を策定し、計画的な財源確保と実施事業を定め、プランに沿って保育園の統廃合、南小学校改築事業、赤砂崎公園防災公園化事業、庁舎耐震改修事業などの大型事業を順次実施するとともに、「第7次下諏訪町総合計画」及び「第2次下諏訪町行財政経営プラン」（平成28年度～令和7年度）に基づき、10年ごとに将来の財政負担の軽減を考慮した取り組みを進めてきました。

しかしながら、今後の公共施設の適切な維持管理・更新を計画するうえで、施設の長寿命化・更新コストのみではなく、公共施設の維持管理コストなどを含めたトータルコストを中長期的な視点で縮減・平準化を図る取り組みが必要とされています。

また、施設の整備にあたっては、単に劣化した建築物や設備を原状回復するだけでなく、必要な機能や性能を現在求められる水準まで引き上げ、安心・安全な施設環境の確保、利用環境の質的向上、地域コミュニティの拠点形成を目指すことも求められています。

令和8年度からは、「第8次下諏訪町総合計画」や「第3次下諏訪町行財政経営プラン」などの各種計画との整合を図り、人口減少や社会情勢の変化を見据えながら、持続可能な行財政運営とまちづくりの実現に資するよう、計画的に公共施設整備を推進していきます。

(2) 目的

「下諏訪町温泉施設等の個別施設計画（以下「本計画」という。）」は、前述の背景を踏まえ、施設を総合的観点で捉えるため、点検・診断によって得られた各施設の状態のほか、維持管理・更新等に係る取組状況や利用状況等を鑑みること、施設のあり方を検証し、今後の取扱いについて、具体的な方針を定めることにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、安心・安全で暮らしやすいまちづくりを実現するため、本計画を策定します。

(3) 計画の位置づけ

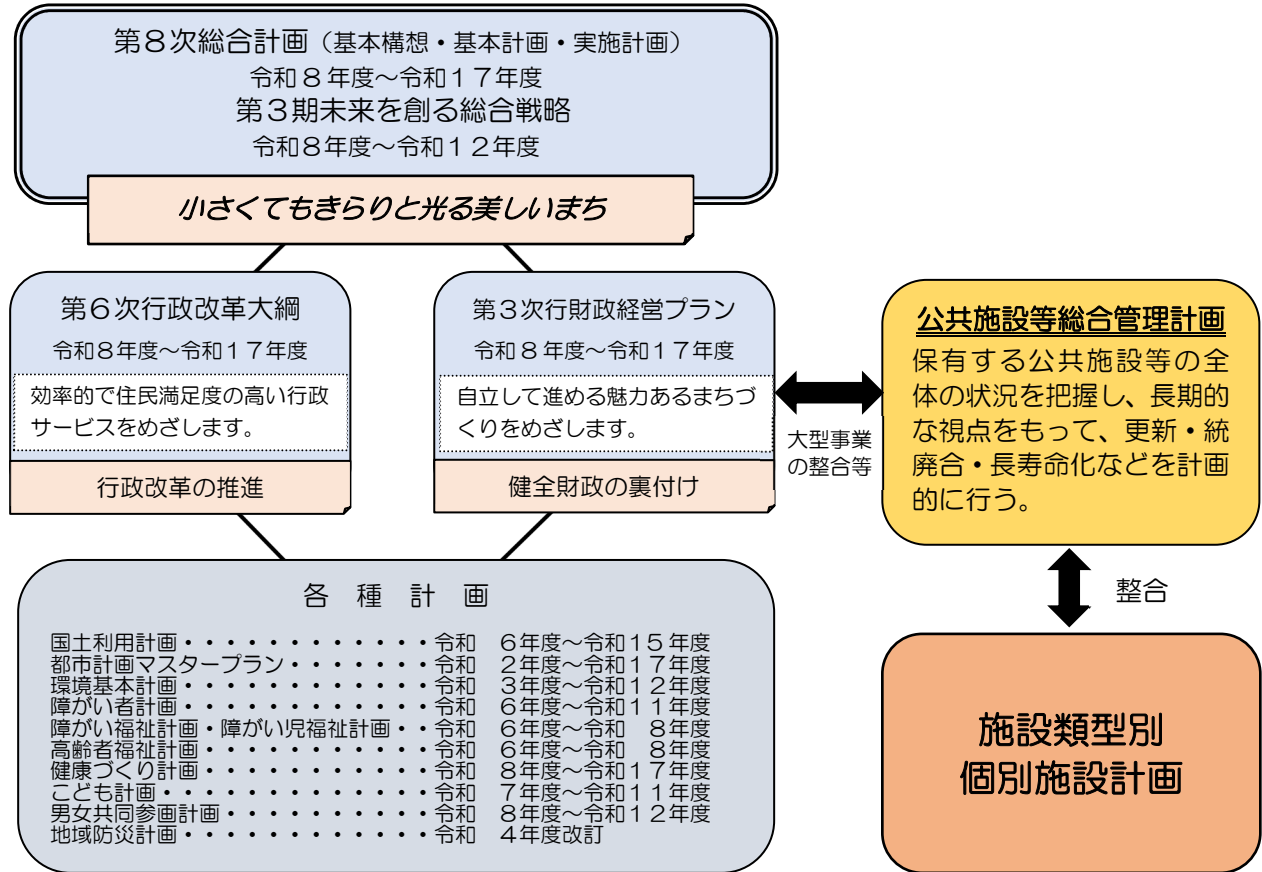
国はインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、「インフラ長寿命化計画」を平成25年11月に策定するとともに、これに基づき、総務省から地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請がなされ、下諏訪町では、「下諏訪町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」）を平成29年3月に策定しました。

本計画は、公共施設等の管理に関する上位計画として位置付ける総合管理計画に基づき、施設の用途等で分類した施設類型別に策定します。

また、町の最上位計画である「第8次下諏訪町総合計画」のほか「第3次行財政経営プラン」及び

「第6次下諏訪町行政改革大綱」などの各種計画と整合するものとします。

【図1 各種計画との関係性】



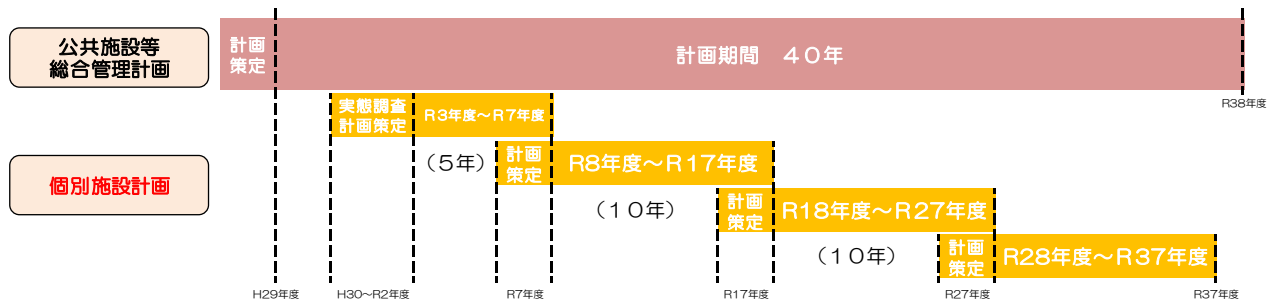
(4) 計画期間

本計画は、各種上位計画との整合を図るため、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。なお、本計画は、前計画（令和3年度～令和7年度）において定められた5年ごとの見直し方針に基づき改定したものです。

今後も、施設の老朽化状況や利用状況等の実態を継続的に把握し、各種上位計画等との整合を図るため、5年を目途に見直し（改定）を行うものとします。

また、この期間内でも人口動態、社会経済情勢、国の補助制度などの動向により、必要に応じて計画を見直すものとします。

【図2 計画期間イメージ】



(5) 対象施設

本計画における対象施設は、以下のとおりとします。

【表1 対象施設一覧】

施設名	所在地	開設年月日	延床面積 (㎡)	施設構成
温泉倉庫	社7046番地45	H4.3.1	194.60	温泉機材倉庫
高浜原湯	10616番地108	H3.5.30	43.10	ポンプ室、電気室、貯湯槽
高浜配湯施設	10616番地461	S62.6.30	40.26	ポンプ室、電気室、貯湯槽
高木源湯	10616番地374	S62.6.30	16.22	制御盤室
高木第2源湯	10616番地489	H5.2.19	67.90	ポンプ室、電気室、貯湯槽
高木配湯施設	9319番地4	H5.2.19	66.08	ポンプ室、電気室、貯湯槽
高木埋立地源湯	10616番地へ	H2.12.17	4.83	ポンプ室、電気室、貯湯槽
四王配湯施設	5098番地5	H3.5.30	66.08	ポンプ室、電気室、電動弁室、貯湯槽
星が丘第2源湯	188番地19	H3.5.30	83.43	ポンプ室、電気室、貯湯槽
武居配湯施設	7086番地12	H5.2.19	45.87	ポンプ室、電気室、貯湯槽

2 施設の実態

(1) 施設の設置状況（根拠、設備等）

【表2 対象施設の設置根拠・目的】

施設名	設置根拠 (法令)	設置根拠 (条例)	設置目的
温泉倉庫		下諏訪町温泉事業給湯条例	温泉備品等の管理
高浜原湯		下諏訪町温泉事業給湯条例	高浜1号井、2号井の揚湯、四王配湯センターへの送湯（中途各戸配湯）、高浜配湯センターへの送湯
高浜配湯施設		下諏訪町温泉事業給湯条例	各戸温泉使用者への配湯
高木源湯	温泉法	下諏訪町温泉事業給湯条例	高木源湯の揚湯（1号井・2号井）、高浜配湯施設への配湯
高木第2源湯	温泉法	下諏訪町温泉事業給湯条例	高木3号井、4号井の揚湯、各戸温泉配湯使用者への配湯、高木配湯センターへの送湯
高木配湯施設	温泉法	下諏訪町温泉事業給湯条例	各戸温泉使用者への配湯、武居配湯センターへの送湯、殿東源湯からの受湯及び高木第2源湯からの受湯
高木埋立地源湯	温泉法	下諏訪町温泉事業給湯条例	高木第2源湯への送湯
四王配湯施設	温泉法	下諏訪町温泉事業給湯条例	各戸温泉使用者への配湯
星が丘第2源湯	温泉法	下諏訪町温泉事業給湯条例	星が丘2号井の揚湯、東山地区他への配湯
武居配湯施設	温泉法	下諏訪町温泉事業給湯条例	各戸温泉使用者への配湯

【表3 対象施設の設備等】

施設名	駐車場 (台)	防災拠点	収容 人数	防災 備蓄 用品	自家 発電 設備	冷暖 房	入浴 設備	調理 設備	AED	土砂災害	浸水想定
温泉倉庫				×	×	×	×	×	×	特別警戒 区域	
高浜原湯				×	×	×	×	×	×		0.2m以上 0.5m未満
高浜配湯施設				×	×	×	×	×	×	警戒区域	
高木源湯				×	×	×	×	×	×	警戒区域	
高木第2源湯				×	×	×	×	×	×	警戒区域	
高木配湯施設				×	×	×	×	×	×		
高木埋立地源湯				×	×	×	×	×	×		
四王配湯施設				×	×	×	×	×	×		
星が丘第2源湯				×	×	×	×	×	×		0.2m以上 0.5m未満
武居配湯施設				×	×	×	×	×	×		

温泉配湯のための設備であるため、施設位置は施設の目的上、湖畔沿いおよび山間部への設置が多く、土砂・浸水の警戒地域となっている施設が多くあります。また、基本的には源湯の維持管理や配

湯のためのポンプ場などであることから、避難所施設としての機能は有していません。

(2) 施設の利用状況

【表4 施設別の利用状況】

施設名	利用対象者	利用状況					複合化状況
		項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	3ヵ年平均	
温泉倉庫	町職員						無
高浜原湯	温泉使用者	揚湯流量 毎分(ℓ)	1,280	1,270	1,240	1,263	無
高浜配湯施設	温泉使用者	揚湯流量 毎分(ℓ)	860	890	910	887	無
高木源湯	温泉使用者	揚湯流量 毎分(ℓ)	400	490	480	457	無
高木第2源湯	温泉使用者	揚湯流量 毎分(ℓ)	1,110	1,060	1,090	1,087	無
高木配湯施設	温泉使用者	揚湯流量 毎分(ℓ)	1,140	1,050	1,010	1,067	無
高木埋立地源湯	温泉使用者	揚湯流量 毎分(ℓ)	50	50	50	50	無
四王配湯施設	温泉使用者	揚湯流量 毎分(ℓ)	1,320	1,330	1,300	1,317	無
星が丘第2源湯	温泉使用者						無
武居配湯施設	温泉使用者	揚湯流量 毎分(ℓ)	610	560	550	573	無

温泉使用者のための揚湯・配湯を24時間・365日行っています。地域ごと配湯しているため、温泉使用者数に応じて揚湯流量に差が生まれています。(なお、星が丘第2源湯の流量について、計測器の故障により適切な数値が取得できませんでした。)

(3) 施設の収支状況

【表5 対象施設の収支状況】

施設名	歳出総額(千円)				歳入総額(千円)			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	3ヵ年平均	令和4年度	令和5年度	令和6年度	3ヵ年平均
温泉倉庫	30	30	29	30	0	0	0	0
高浜原湯	19,793	13,796	12,958	15,516	44,637	42,013	40,844	42,498
高浜配湯施設	8,128	6,587	6,627	7,114	29,990	29,442	29,974	29,802
高木源湯	5,500	33,291	4,045	14,279	13,949	16,210	15,810	15,323
高木第2源湯	61,212	19,956	46,322	42,497	61,509	35,066	35,902	44,159
高木配湯施設	9,956	8,151	6,646	8,251	39,755	34,735	33,268	35,919
高木埋立地源湯	316	368	409	364	1,744	1,654	1,646	1,681
四王配湯施設	12,329	6,828	21,574	13,577	46,032	43,998	42,820	44,283
星が丘第2源湯	6,800	5,293	5,171	5,755	9,764	9,262	9,141	9,389
武居配湯施設	4,026	6,839	7,536	6,134	21,223	18,525	18,116	19,288

歳出として大きな割合を占めていた貸付金の返済が令和4年度で終了したことから、令和5年度以降は起債等に頼らず自力での運営が可能になると見込んでいましたが、温泉使用者の減少による減収や、経年劣化による施設の改修費用の増加やランニングコストの上昇から歳出が増加している状況にあり、今後は厳しい経営状況となっていくことが予想されます。

今後の事業運営においては、将来にわたり安定的に事業を継続していくため、公営企業会計の適用により、資産を含む経営状況を的確に分析した上で、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められます。

(4) 施設の建物状況

【表6 対象施設の建物状況】

施設名	建物名	建築年	構造主体	階数		耐用年数		延床面積 (㎡)	耐震情報		
				地上	地下	経過	法定		基準	診断	補強
温泉倉庫	温泉倉庫	1992年	鉄骨造	2		33	31	194.60	新基準	—	—
高浜原湯	高浜源湯	1991年	鉄筋コンクリート造	1		33	38	43.10	新基準	—	—
高浜配湯施設	高浜配湯施設	1987年	鉄筋コンクリート造	1		37	38	40.26	新基準	—	—
高木源湯	高木源湯	1987年	鉄筋コンクリート造	1		37	38	16.22	新基準	—	—
高木第2源湯	高木第2源湯	1993年	鉄筋コンクリート造	1		32	38	67.90	新基準	—	—
高木配湯施設	高木配湯施設	1993年	鉄筋コンクリート造	1		32	38	66.08	新基準	—	—
高木埋立地源湯	高木埋立地源湯	1990年	鉄筋コンクリート造	1		34	38	4.83	新基準	—	—
四王配湯施設	四王配湯施設	1993年	鉄筋コンクリート造	1		32	38	66.08	新基準	—	—
星が丘第2源湯	星が丘第2源湯	1995年	鉄筋コンクリート造	1		30	38	83.43	新基準	—	—
武居配湯施設	武居配湯施設	1993年	鉄筋コンクリート造	1		31	38	45.87	新基準	—	—

全ての建物は新耐震基準に準じた建物であり、一部の施設を除き、概ね経過年数が耐用年数以内となっています。しかし、温泉倉庫は既に耐用年数を超過しており、今後数年以内に耐用年数を超過する建物が増加することや、全ての施設が30年以上経過していることから、改修を要することとなりますが、同時期の改修となるため財政的負担の増加が懸念されます。

3 施設整備・管理に関する基本的な方針

(1) 施設の保有量・配置計画等の方針

施設の役割上すべての施設を常時使用しており現状施設の統廃合はできないため、現状保有している施設の維持管理・修繕を行い、保有量を現状維持していくことを基本方針とします。ただし、今後の人口減少などの影響から、温泉使用者の減少に伴い不要な施設等が出てきた場合や配湯範囲の変更等が生じた場合に統廃合及び増設等を視野に入れるものとします。

(2) 長寿命化等の基本的な方針

学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（平成27年4月 文部科学省）では、「適正な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70～80年程度、さらに、技術的には100年以上持たせるような長寿命化も可能である」とされています。

本計画は、このことを基準とし、鉄筋コンクリート造の建築物については、80年を目標供用期間として設定します。また長寿命化が困難であると判断された建築物（改築）については、原則60年を目標供用期間とした対応を行うこととします。

(3) 維持管理等の方針

下諏訪町では、本計画の対象としている施設について、施設評価表の作成及び更新（年1回）を実施しており、これを活用して施設の運営状況等にかかる実態を把握していきます。

また施設の保守点検は、施設担当者による日常点検に加え、法定点検や指定管理者などによる点検により、適正な施設の維持管理に努めていきます。

4 施設評価の実施

(1) 施設評価の方法

① 施設評価の評価指標

本計画における施設評価は、施設の持つ「ソフト指標（財務・供給）」と「ハード指標（品質等）」の視点から評価を行います。ソフト指標、ハード指標それぞれの評価項目は次のとおりです。

【表7】評価指標の内容

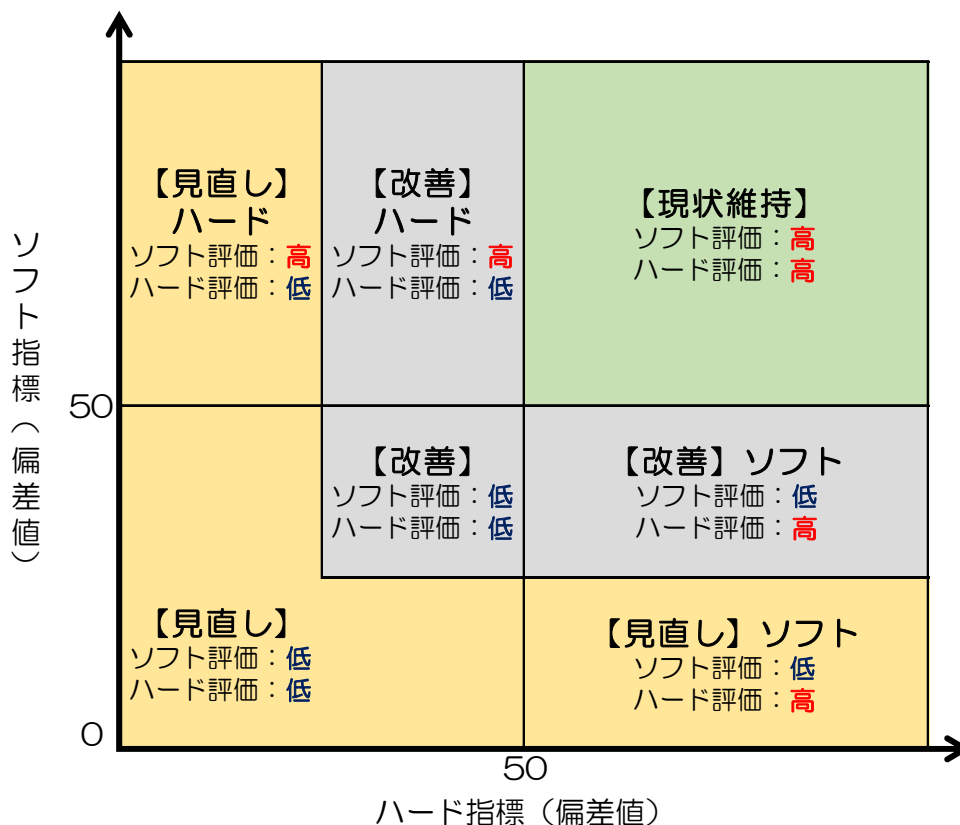
評価指標		評価指標の内容	評価内容
ソフト 指標	財務 (コスト)	・施設の維持・管理、運営に要した延床面積1㎡あたりのコスト	施設に使われる 行政負担の多寡
	供給 (サービス)	・施設特有の利用状況や稼働状況を把握できる指標について、 評価単位別に、延床面積1㎡あたりの利用評価 (主に施設利用者数や児童・生徒数など)	施設の利用度
		・施設評価表により、施設の設置要件、事業効果、地域との関係性 などを自己評価	施設の必要性 施設の有効性 施設管理の効率性
ハード 指標	品質	・法定耐用年数と施設（建物）の築年数による比率を点数化	施設の老朽化度
		・建築時期や耐震工事の実施状況による施設の耐震性	施設の安全性
		・出入口、廊下、階段、昇降機、便所などの施設によって必要な バリアフリー化の状況や省エネルギーなどの環境配慮の状況	施設の快適性 (利便性)

② 評価指標の算出方法

ソフト指標、ハード指標とも複数の指標や視点があるため、統一的に評価できるように施設類型ごとに偏差値化を行い、ソフト指標においては、それぞれの指標を偏差値化したものから平均偏差値を算定します。（なお、ソフト指標のうち供給（サービス）については、施設の設置目的により評価項目の設定が困難となるものもあるため、一部対象外とします。）ハード指標については、それぞれの指標を点数化したうえで、その合計点を全施設対象として偏差値化を行います。

ソフト指標、ハード指標の偏差値からポートフォリオにより7つの評価判定に分類し、4つの象限に区分し、各施設における今後の取組みの方向性を示します。

【図3】ポートフォリオによる施設評価結果イメージ



【表8】ポートフォリオで分類された評価判定

評価判定		象限	今後の方向性	考え方
現状維持		現状維持	当面継続 長寿命化	当面は現状維持・継続利用を基本とし、積極的な維持管理を検討する。
改善	ソフト	建物維持	当面継続 長寿命化 転用	費用対効果など施設の必要性・有効性の評価が低い。施設の利用向上やコスト低減等のソフト面改善を検討する。
	ハード	機能維持	長寿命化 建替え	施設性能の評価が低い。施設の修繕や改修等のハード面改善を検討する。
		廃止等検討	長寿命化 転用、建替え 統合・廃止	費用対効果・施設性能ともに改善が必要。施設の運用及び更新計画について抜本的な検討のほか、施設の除却及び統廃合も含めて検討する。
見直し	ソフト	建物維持	当面継続 転用 譲渡・売却	費用対効果など施設の必要性・有効性の評価が極めて低い。建物の維持を基本とし、用途変更などにより有効活用を検討する。
	ハード	機能維持	長寿命化 建替え 統合・廃止	施設性能の評価が極めて低い。施設の大規模改修や建替え、廃止に向けた見直しをする。
		廃止等検討	譲渡・売却 統合・廃止	費用対効果・施設性能ともにきわめて評価が低い。施設の廃止を基本として、除却や売却について検討する。

(2) 施設評価の結果

「(1) 施設評価の方法」により評価した結果は、次のとおりです。

【表9】ソフト指標による評価結果

施設名	施設評価（ソフト）							
	サービス		コスト		評価指標		平均 偏差値	順位
	利用数/㎡	偏差値	千円/㎡	偏差値	評価点	偏差値		
温泉倉庫			△ 0.2	38.3	45.0	21.5	29.9	109
高浜源湯	29.3	62.3	626.0	64.8	51.7	53.2	60.1	6
高浜配湯施設	22.0	54.9	563.5	62.2	51.7	53.2	56.7	12
高木源湯	28.2	61.2	64.4	41.0	51.7	53.2	51.8	41
高木第2源湯			24.5	39.3	51.7	53.2	46.2	80
高木配湯施設	16.1	48.8	418.7	56.0	51.7	53.2	52.7	33
高木埋立地源湯	10.4	42.9	272.7	49.8	51.7	53.2	48.6	65
四王配湯施設	19.9	52.7	464.7	58.0	51.7	53.2	54.6	22
星が丘第2源湯		32.2	43.6	40.1	51.7	53.2	41.8	100
武居配湯施設	12.5	45.1	286.8	50.4	51.7	53.2	49.6	55

【表10】ハード指標による評価結果

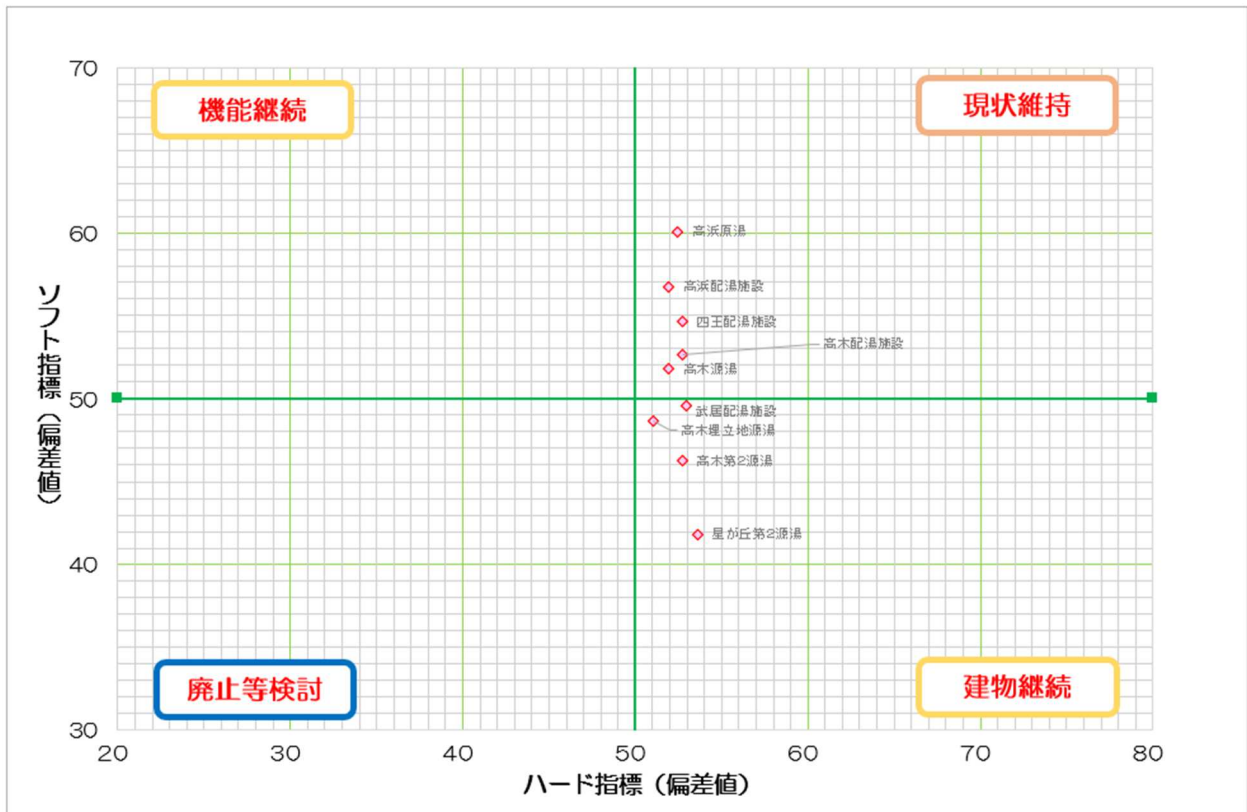
(建物別)

建物名	延床面積	耐震状況	老朽化状況		バリア フリー等	合計	全体 偏差値	順位
		点数	築年数比率	健全度				
			点数	点数	点数			
温泉倉庫	194.60	20.0	21.9	19.5	0.0	61.4	50.1	108
高浜源湯	43.10	20.0	25.3	21.6	0.0	66.9	52.6	82
高浜配湯施設	40.26	20.0	23.2	22.5	0.0	65.7	52.0	89
高木源湯	16.22	20.0	23.2	22.5	0.0	65.7	52.0	89
高木第2源湯	67.90	20.0	25.8	21.6	0.0	67.4	52.8	78
高木配湯施設	66.08	20.0	25.8	21.6	0.0	67.4	52.8	78
高木埋立地源湯	4.83	20.0	24.7	18.9	0.0	63.7	51.2	95
四王配湯施設	66.08	20.0	25.8	21.6	0.0	67.4	52.8	78
星が丘第2源湯	83.43	20.0	26.8	22.5	0.0	69.3	53.7	72
武居配湯施設	45.87	20.0	26.3	21.6	0.0	67.9	53.1	75

(施設別集計)

施設名	延床面積	全体偏差値	順位
温泉倉庫	194.60	50.1	63
高浜原湯	43.10	52.6	46
高浜配湯施設	40.26	52.0	50
高木源湯	16.22	52.0	50
高木第2源湯	67.90	52.8	42
高木配湯施設	66.08	52.8	42
高木埋立地源湯	4.83	51.2	56
四王配湯施設	66.08	52.8	42
星が丘第2源湯	83.43	53.7	38
武居配湯施設	45.87	53.1	40

【図4】ポートフォリオによる施設評価結果



多くの施設が「現状維持」となっていますが、地域ごとの温泉利用者数により各施設の揚湯流量が決まるため、温泉使用者が少ない地域の施設や揚湯量に限界のある施設がソフトの改善が必要な「建物継続」に位置しています。

そのため、今後は温泉新規加入者の増加及び廃止件数の削減に努め、ハード等の改修をすることにより経年劣化の負荷による余計なコストの削減に努めます。なお、温泉倉庫は役割上収支が取れない内容であることからポートフォリオの対象外としています。

5 長寿命化等の実施計画

(1) 劣化状況調査の実施

施設状況の的確な把握と改修等の時期を検討するため、施設所管課、指定管理者などにより簡易劣化状況調査を実施しました。

① 建物の老朽化状況の評価方法

本計画における建物の老朽化状況の評価については、ア構造躯体の健全性及びイ躯体以外の劣化状況に分けて状況把握を行いました。

ア 構造躯体の健全性

今後の維持・更新コストの試算における「改築」と「長寿命化」の区分を明らかにするため、これまでに実施された耐震診断報告書等の結果をもとに長寿命化改修に適さない可能性のある建物を簡易に選別しました。

【表 1 1】 構造躯体の健全性

■ : 築60年以上 □ : 築30年以上 ■ : 耐震性なし

建物基本情報							構造躯体の健全性		
建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年		築年数	耐震安全性		
				西暦	和暦		基準	診断	補強
温泉倉庫	鉄骨造	2	194.60	1992年	平成4年	33	新基準	—	—
高浜源湯	鉄筋コンクリート造	1	43.10	1991年	平成3年	33	新基準	—	—
高浜配湯施設	鉄筋コンクリート造	1	40.26	1987年	昭和62年	37	新基準	—	—
高木源湯	鉄筋コンクリート造	1	16.22	1987年	昭和62年	37	新基準	—	—
高木第2源湯	鉄筋コンクリート造	1	67.90	1993年	平成5年	32	新基準	—	—
高木配湯施設	鉄筋コンクリート造	1	66.08	1993年	平成5年	32	新基準	—	—
高木埋立地源湯	鉄筋コンクリート造	1	4.83	1990年	平成2年	34	新基準	—	—
四王配湯施設	鉄筋コンクリート造	1	66.08	1993年	平成5年	32	新基準	—	—
星が丘第2源湯	鉄筋コンクリート造	1	83.43	1995年	平成7年	30	新基準	—	—
武居配湯施設	鉄筋コンクリート造	1	45.87	1993年	平成5年	31	新基準	—	—

※判定基準

- 「建替え」として試算するもの（長寿命化に適さない）
 - ・ 旧耐震基準の鉄筋コンクリート造の建物のうち、補強を行っておらず強度不明のもの、調査未実施のもの。
 - ・ 旧耐震基準の鉄骨造、木造等の建物のうち概ね建築後 40 年以上経過し、劣化の著しいもの。
- 上記以外は、試算上の区分は、「長寿命化」とする。

イ 躯体以外の劣化状況

評価基準を5項目とし、外観2項目（屋根・屋上、外壁）については、目視状況により点検を行い、設備等の3項目（内部仕上げ、電気設備、機械設備）については、全面的な改修年からの経過年数を基本に、A～Dの4段階で評価しました。

【表12】建物の耐震安全性及び劣化状況評価

A : 概ね良好 C : 広範囲に劣化
 B : 部分的に劣化 D : 早急に対応する必要がある

建物基本情報	劣化状況評価					
	建物名	屋根 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備
温泉倉庫	B	C	B	B	B	65
高浜源湯	C	B	B	B	B	72
高浜配湯施設	B	B	B	B	B	75
高木源湯	B	B	B	B	B	75
高木第2源湯	C	B	B	B	B	72
高木配湯施設	C	B	B	B	B	72
高木埋立地源湯	A	B	C	A	C	63
四王配湯施設	C	B	B	B	B	72
星が丘第2源湯	B	B	B	B	B	75
武居配湯施設	C	B	B	B	B	72

(2) 施設の今後の方向性（優先順位）

施設評価の結果や劣化状況調査の結果から、個別の施設ごとに、適用可能な手法を検討し、今後の施設の方向性を検討しました。

施設名	今後の方向性	優先順位	基本的な考え方
温泉倉庫	当面継続	その他	日常点検を適正に行い、必要な改修を行うことで長寿命化を図ります。
高浜原湯	当面継続	その他	日常点検を適正に実施し、当面継続とします。設備に関しては計画的な改修が必要となるため、計装機器及び揚湯・配湯設備の改修を進めます。
高浜配湯施設	長寿命化	優先	日常点検を適正に実施し、当面継続とします。設備に関しては計画的な改修が必要となるため、計装機器及び揚湯・配湯設備の改修を進めます。
高木源湯	当面継続	その他	日常点検を適正に実施し、当面継続とします。設備に関しては計画的な改修が必要となるため、計装機器及び揚湯・配湯設備の改修を進めます。
高木第2源湯	長寿命化	優先	日常点検を適正に実施し、当面継続とします。設備に関しては計画的な改修が必要となるため、計装機器及び揚湯・配湯設備の改修を進めます。
高木配湯施設	長寿命化	優先	日常点検を適正に実施し、当面継続とします。設備に関しては計画的な改修が必要となるため、計装機器及び配湯設備の改修を進めます。
高木埋立地源湯	長寿命化	優先	ソフト面の改善に向けた経常経費の削減に努めます。設備に関しては計画的な改修が必要となるため、限界揚湯量の分析及び計装機器及び揚湯設備の改修を実施し、コストの削減も含めて検討します。
四王配湯施設	長寿命化	優先	日常点検を適正に実施し、当面継続とします。設備に関しては計画的な改修が必要となるため、計装機器及び配湯設備の改修を進めます。
星が丘第2源湯	長寿命化	その他	ソフト面の改善に向けた経常経費の削減に努めます。設備に関しては計画的な改修が必要となるため、限界揚湯量の分析及び計装機器及び揚湯設備の改修を実施し、コストの削減も含めて検討します。
武居配湯施設	長寿命化	優先	ソフト面の改善に向けた経常経費の削減に努めます。設備に関しては計画的な改修が必要となるため、計装機器及び配湯設備の改修を進めます。

(3) 実施計画におけるコストの見通し

(千円)

年度 対策内容	2026 (R8)		2027 (R9)		2028 (R10)		2029 (R11)		2030 (R12)	
	1 年目		2 年目		3 年目		4 年目		5 年目	
	施設名	事業費	施設名	事業費	施設名	事業費	施設名	事業費	施設名	事業費
点検・診断	高木源湯 ほか13か所	226	高木源湯 ほか13か所	226	高木源湯 ほか13か所	226	高木源湯 ほか13か所	226	高木源湯 ほか13か所	226
大規模改修										
中規模改修										
耐震化 (非構造部材含む)										
転用 (用途変更)										
集約化・複合化										
除却 (廃止・撤去)										
その他										
合 計		226		226		226		226		226

(千円)

年度 対策内容	2031 (R13)		2032 (R14)		2033 (R15)		2034 (R16)		2035 (R17)	
	6年目		7年目		8年目		9年目		10年目	
	施設名	事業費	施設名	事業費	施設名	事業費	施設名	事業費	施設名	事業費
点検・診断	高木源湯 ほか13か所	226	高木源湯 ほか13か所	226	高木源湯 ほか13か所	226	高木源湯 ほか13か所	226	高木源湯 ほか13か所	226
大規模改修										
中規模改修										
耐震化 (非構造部材含む)										
転用 (用途変更)										
集約化・複合化										
除却 (廃止・撤去)										
その他										
合計		226		226		226		226		226

(4) フォローアップ

本計画は、温泉施設等の改修や建替え等の方針及び概要を計画づけるものであり、下諏訪町総合計画(実施計画)や下諏訪町行財政経営プランのなかで平準化するなど、実施年度及び個別の事業費を精査するとともに、補助金、地方債などを積極的に活用していくこととします。

また、計画に位置付けられた事業は、当該年度の予算査定において、与えられた財源の中で確定するものとします。